

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び
「(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」
に関するQ&Aの更新

事業者の皆様から問合せの多い事項について、ガイドラインに関するQ&Aを追加等しました。

※ 更新箇所は、赤字（更新した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。

5：個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

Q5-5 公認会計士又は監査法人が、監査手続を実施するに当たって、監査を受ける事業者から特定個人情報の提供を受けることは、提供制限に違反しますか。

A5-5 会社法第436条第2項第1号等に基づき、会計監査人として法定監査を行う場合には、法令等の規定に基づき特定個人情報を取り扱うことが可能と解されます。

一方、金融商品取引法第193条の2に基づく法定監査等及び任意の監査の場合には、個人番号関係事務の一部の委託を受けた者として番号法第19条第5号第6号により、特定個人情報の提供を受けることが可能と解されます。(令和3年9月更新)

(更新理由)

令和3年番号法改正により番号法第19条第4号が新設されたことを踏まえ、更新しました。

Q5-12 番号法第19条第4号の「従業者等の同意」について、使用者等は、従業者等から、事前に同意を取得しておくことは可能ですか。

例えば、将来グループ会社へ転籍する可能性があるため、従業者等の入社時に、将来グループ会社へ転籍する際には使用者等から転籍先のグループ会社に対し、個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、個人番号を含む特定個人情報を提供できることに関する同意を取得しておくことは可能ですか。

A5-12 番号法第19条第4号の「従業者等の同意」については、従業者等の出向・転籍・再就職等先の決定以後に、個人番号を含む特定個人情報の具体的な提供先を明らかにした上で、当該従業者等から同意を取得することが必要です。

個別の事案ごとに、具体的に判断されることとなりますが、将来グループ会社へ転籍する可能性があるため、従業者等の入社時に、将来グループ会社へ転籍する際には使用者等から転籍先のグループ会社に対し、個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、個人番号を含む特定個人情報を提供できることに関する同意を取得したとしても、「従業者等の同意」を取得したことにはならないと解されます。(令和3年9月追加)

Q 5-13 番号法第 19 条第 4 号に基づき、個人番号を含む特定個人情報の提供を受ける使用者等は、提供元が従業者等から同意を取得していることを確認する必要はありますか。

A 5-13 個人番号を含む特定個人情報の提供を受ける使用者等は、提供元が従業者等から同意を取得していることを確認する義務はありません。

(令和 3 年 9 月追加)

15 : 物理的安全管理措置

Q15-1-5 テレワーク等により自宅においてマイナンバーを取り扱っても問題ないですか。

A15-1-5 本ガイドラインの(別添)安全管理措置において、「特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(取扱区域)について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある」と規定されておりますので、当該措置を適切に講じていれば、自宅において取り扱うことは問題ありません。

このような取扱いが現行の内部規定に抵触するようであれば、規定を見直すなどにより、適切に対応してください。また、本ガイドラインに加え、当該事業者が遵守すべき法令やガイドライン等がある場合には、当該法令やガイドライン等を所管する団体へ問い合わせるなどにより、適切に対応してください。

なお、事務取扱担当者が使用する PC や通信環境に十分なセキュリティ措置を施していただくとともに、特定個人情報等が記録された電子媒体等を持ち運ぶ際には、紛失・盗難等を防ぐための方策を講じていただくなど、本ガイドラインで定める漏えい等を防止するための安全管理措置を講ずる必要があることにご留意ください。(令和 2 年 4 月「お知らせ」に掲載・令和 3 年 9 月追加)

【(別冊) 金融業務】

16 : 個人番号の利用制限

Q16-4 税務調査において、個人番号を指定した調査要求があった場合、その個人番号に基づいて資料の検索を行うことはできますか。

A16-4 税務当局が、番号法第 19 条~~第 14 号~~第 15 号並びに番号法施行令第 26 条及び別表第 8 号の規定に従って、租税法令に基づき、納税者の個人番号を指定して資料の提出要求を行った場合、提出要求に対応する範囲で、個人番号に基づいて資料の検索を行うこと自体は法令に基づく適法な行為と解されます。(平成 29 年 5 月・令和 3 年 9 月更新)

(更新理由)

令和 3 年番号法改正により番号法第 19 条第 4 号が新設されたことを踏まえ、更新しまし

た。

18：個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

Q18－3 株式等振替制度を活用して特定個人情報の提供を受けることができる株式発行者から株主名簿に関する事務の委託を受けた株主名簿管理人は、株式発行者と同様に、番号法第19条第11号第12号に従って特定個人情報の提供を受けることができますか。

A18－3 番号法第19条第11号第12号及び番号法施行令第24条において、「社債等の発行者に準ずる者」として株主名簿管理人が定められていますので、株式発行者と同様に番号法第19条第11号第12号に従って、特定個人情報の提供を受けることができます。
(平成29年5月・令和3年9月更新)

(更新理由)

令和3年番号法改正により番号法第19条第4号が新設されたことを踏まえ、更新しました。